

議長・副議長など選出 新しい議会体制整う

第二回定例会初日の六月八日(月)に、議長、副議長をはじめ議会役員の新体制を整えました。また、各常任委員会や議会運営委員会の委員も選任し、議会の新しい体制が整いましたので、紹介します。

議長 都筑 省三
副議長 帰山 和也
副議長 阪神水道企業団議会議長 山村 悦三
監査委員(議会選出) 重村啓二郎



帰山 和也
副議長



都筑 省三
議長

人事案件

六月八日(月)には、市長から次の人事案件の議案の提出があり、審議の結果、同意しました。

公平委員会委員(任期・四年)
▽小湊 收(こみなと おさむ) 西宮市在住
人権擁護委員(任期・三年)
▽渡邊 洋子(わたなべ ようこ) 緑町在住
▽宮井 壽美子(みやい すみこ) 業平町在住

各常任委員会(左に掲載)
議会運営委員会
委員長 幣原 みや
副委員長 松木 義昭
委員 長野 良三
徳田 直彦



帰山 和也 委員
山村 悦三 委員
幣原 みや 委員
中島 健一 委員長

重村啓二郎 委員
山口みさえ 委員
森 しずか 副委員長

総務常任委員会



木野下 章 委員
前田 辰一 委員
大久保文雄 委員
いとうまい 委員長

都筑 省三 委員
田原 俊彦 委員
松木 義昭 副委員長

民生文教常任委員会



畑中 俊彦 委員
中島かおり 委員
長谷 基弘 委員
徳田 直彦 委員長

中村 修一 委員
長野 良三 委員
助野 勇 副委員長

都市環境常任委員会

付議事件の審議結果

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案

議案番号	件名	結果
市長提出議案	56 市総合公園の指定管理者の指定について	可決(6/8)
	報1 市税条例の一部改正	承認(6/26)
	報2 21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	承認(6/26)
	報3 21年度老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)	承認(6/26)
	57 公平委員会委員の選任	同意(6/8)
	58 人権擁護委員の候補者の推薦	同意(6/8)
	59 人権擁護委員の候補者の推薦	同意(6/8)
	60 市職員の勤務時間、勤務条件に関する条例等の一部改正	可決(6/26)
	61 公益的法人への市職員の派遣等に関する条例等の一部改正	可決(6/26)
	62 市税条例等の一部改正	可決(6/26)
	63 清潔で安全・快適な生活環境確保に関する条例の一部改正	可決(6/26)
	64 市消防団条例の一部改正	可決(6/26)
	65 21年度一般会計補正予算(第1号)	可決(6/26)
	66 あしや温泉建替工事請負契約の締結	可決(6/26)
67 市民センター大規模改修工事請負契約の締結	可決(6/26)	
68 市指定金融機関の指定	可決(6/8)	
69 監査委員の選任	同意(6/8)	
70 21年度一般会計補正予算(第2号)	可決(6/26)	
議提	21 北朝鮮の核実験に対する決議	可決(6/8)
	22 自主共済制度への保険業法の適用見直しを求める意見書	可決(6/26)
	23 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	可決(6/26)
	24 地球温暖化対策の着実な推進に関する意見書	可決(6/26)
請願	23 自主共済制度への保険業法の適用見直しを求める請願書	採択(6/26)
	24 在日米軍グアム移転費用負担の予算執行停止を求める請願	不採択(6/26)
	25 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願	採択(6/26)
	26 地球温暖化対策の着実な推進に関する請願書	採択(6/26)

可決した意見書等(抜粋)

北朝鮮の核実験に対する決議
5月25日、北朝鮮は2回目の核実験を強行した。この暴挙は、たび重なるミサイル発射と並び、国連安保理決議や六力国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に明確に違反するもので、東アジアをはじめとする国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であり、核兵器の廃絶と世界平和を願う人々への重大な挑戦である。

政府は、北朝鮮への制裁強化を直ちに実施するとともに、国際社会と連携し、唯一の被爆国として国連安保理等において、北朝鮮に対して厳重に対処すべきである。

芦屋市議会は戦後40年にあたって、非核平和都市宣言を決議し、機会あるごとに核兵器の廃絶を訴えてきたが、北朝鮮のこのような行動は決して容認できるものではない。

よって本市議会は、北朝鮮のこのような行為に断固抗議するとともに、北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従いすべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう強く要求する。

自主共済制度への保険業法の適用見直しを求める意見書

2006年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」によって、知的障がい者やPTA、開業医などの各団体が、構成員のために自主的かつ健全に運営してきた共済制度や、公益法人関連法の改正に伴い公益法人が行う共済が存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改正の趣旨は、いわゆる「ニセ共済」を規制し、消費者を保護することが目的だった。しかし、当初の趣旨を大きく逸脱し、自主共済制度も保険会社に準じた規制を受けることとなり、その結果、制度の存続が困難な団体は廃止・解散を迫られ、制度からの脱退を余儀なくされる国民が続出するなど深刻な事態になっている。

仲間同士の助け合いを目的に自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は、利益を追求する保険業とは全く異なる。その自主共済制度を、保険会社と同列に置き、一律かつ強制的な規制と負担の押し付けをすることは、多くの自主共済制度を廃止に追い込むことになる。これは、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨に反するばかりか、憲法が保障する「結社の自由」「団体の自治権」を侵すことにもなる。

よって本市議会は、下記の事項を速やかに見直し、改善されるよう求める。

1. 自主共済を保険業法の適用除外にすること

教育予算拡充と次期定数改善計画の実施、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育は、国民としての必要な基礎的資質を培うものであり、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。

義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度である。

しかし、国庫負担割合が2分の1から3分の1に縮小され、地方交付税削減の影響もあり、厳しい地方財政の状況などから全国的な義務教育水準の維持向上が危惧されている。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこで生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。

よって、政府におかれては、国の責任において、また地方財政を圧迫させないためにも義務教育費国庫負担制度は国庫負担率を2分の1に復元するとともに堅持すること並びに奨学金制度など教育予算拡充及び次期教職員定数改善計画を実施されるよう強く求めるものである。

地球温暖化対策の着実な推進に関する意見書

2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、排出量もふえ続けている。一方で、気候変動の影響が世界各地で顕著になっており、このままでは、将来の地球環境や国民の生活の安全、経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない。

今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築し、今回、国において打ち出された目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入、策定し、実施していく事が必要である。

よって本市議会は、国におかれては、以下の内容を含んだ法律を制定するよう要請する。

- 1 CO2を減らす人や企業が報われる制度をつくること。
- 2 再生可能エネルギーを大幅にふやす仕組みをつくること。

*各意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか、関係行政庁に提出しました。